

資料 3-2

平成 28 年 12 月 9 日
事務連絡

規制改革推進室 御中

厚生労働省医政局総務課

医療分野における個人情報の取扱いに関する質問について（回答）

平成 28 年 12 月 5 日付け事務連絡にて、貴室より照会のあった事項について、以下のとおり回答します。

記

厚生労働省としては、医療現場で混乱が生じることのないよう、新たなガイドラインにおいても、個人情報保護委員会事務局と十分に調整し、従来の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの扱いが従来どおり維持されるよう、責任を持って対処してまいりたい。

参考

平成 28 年 12 月 5 日
事務連絡

厚生労働省 御中

規制改革推進室

医療分野における個人情報の取扱いに関する質問について

いつもお世話になっております。

11 月 29 日（火）に行われた規制改革推進会議第 5 回投資等ワーキング・グループ（以下「投資等WG」という。）における議論を踏まえ、以下のとおり質問しますので、当該事項に対する御見解について、12 月 9 日（金）17 時までに御回答のほどお願いいたします。

なお、御回答については、当室から委員に情報提供するとともに、次回投資等WGにおける公表資料とさせていただく予定ですので、公表を前提に御回答いただくようお願いいたします。

記

問 医療分野の個人情報保護法ガイドラインの策定等に当たっては、医療現場を預かる所管官庁として、責任をもって個人情報保護委員会事務局との調整等を行い、医療現場での従来の取扱いを維持するという理解でよいか。